

様式第四十三（第四十八条第二項及び第五十九条関係）

届出書

届出日	2024年7月1日
届出番号	2024-J0016

2024年7月1日

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第52条第1項・第57条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

内閣総理大臣 殿

文部科学大臣 殿

厚生労働大臣 殿

経済産業大臣 殿

本部町

沖縄県国頭郡本部町字東5番地

町長 平良 武康

1. 届出をする医療情報取扱事業者（以下「届出者」という）の概要

新規、変更又は中止の別	① 新規 2. 変更（元の届出番号： ） 3. 中止（元の届出番号： ）
届出者の氏名又は名称	（フリガナ）モトブチョウ 本部町
届出者の住所又は居所	〒905-0292 沖縄県国頭郡本部町字東5番地 電話 0980（47）2701
代表者の氏名	（フリガナ）タイラ タケヤス 平良 武康
事務連絡者の氏名 （代表者と同じ場合には省略可）	（フリガナ）イッパノサ イタンホウジノホニカイリョウジョウホリカノリキコウ 一般財団法人 日本医師会医療情報管理機構 電話 03（5981）9099 E-mail <a href="mailto:j-mimo-info@j-mimo.or.jp">j-mimo-info@j-mimo.or.jp</a>

2. 届出項目

- (1)  人の求めに応じて本届出書に係る当該本人が識別される医療情報の認定匿名加工医療情報作成事業者・認定仮名加工医療情報作成事業者への提供を停止すること。(□内に印を付けること。)
- (2)  医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報・仮名加工医療情報の作成の用に供するものとして、認定匿名加工医療情報作成事業者・認定仮名加工医療情報作成事業者に提供していること。(□内に印を付けること。)
- (3) 認定匿名加工医療情報作成事業者・認定仮名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の項目(該当するもの全ての□内に印を付けること。「その他」に該当する医療情報を提供する場合には、その具体的な内容を記載すること。)

<input checked="" type="checkbox"/>	診察・検査・治療の内容・結果やレセプト等に関する情報
<input checked="" type="checkbox"/>	健康診断の結果等に関する情報
<input checked="" type="checkbox"/>	調剤に関する情報
<input checked="" type="checkbox"/>	その他 (介護に関する情報)

- (4) 認定匿名加工医療情報作成事業者・認定仮名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の取得の方法

診察、検査、治療、健康診断、調剤、介護

- (5) 認定匿名加工医療情報作成事業者・認定仮名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の更新の方法

診察、検査、治療、健康診断、調剤、介護によって取得した医療情報を医療情報取扱事業者のデータベースで更新する。

- (6)  認定匿名加工医療情報作成事業者・認定仮名加工医療情報作成事業者への提供を法第21条及び規則第6条・法第40条において準用する法第21条及び規則第37条において準用する規則第6条の規定による安全管理措置に基づく通信手段により提供していること。(□内に印を付けること。)
- (7) 本人又はその遺族からの求めを受け付ける方法(該当するもの全ての□内に印を付けること。)

